

日本と EU の有機同等性について（令和 3 年 6 月 2 4 日版）

1. 日本から EU への輸出について

(1) 対象範囲

有機 JAS 制度に基づき、最終的に日本国内で生産・加工され、格付された有機農産物及び有機農産物加工食品

(2) 条件等

- ・有機農産物加工食品の原材料は、日本産及び日本が同等であると認めた国産のものに限られます。
- ・Trade Control and Expert System (TRACES)を利用して証明書を発行する必要があります。
- ・証明書を発行する登録認証機関は EU に登録されている必要があります。

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/youuki-136.pdf

証明書発行の手順は下記ページでご確認下さい。

https://webgate.ec.europa.eu/cfcas3/tracesnt-webhelp/Content/E_COI/Getting%20Started.htm

- ・EU の有機ロゴは、任意で表示することができますが、表示する場合には、EU の基準を遵守する必要があります。
EU の基準では、各登録認証機関に割り振られたコード番号（JP-BIO-XXX）と原料の生産地（日本の場合は non-EU Agriculture 又は Japan Agriculture）をロゴと同じ面に記載することとされています。詳しくは下記ページでご確認下さい。
https://ec.europa.eu/info/food-farming-fisheries/farming/organic-farming/organic-logo_en
- ・輸出する有機製品を格付した認証事業者について、登録認証機関のホームページに JAS 法施行規則第 46 条第 1 項第 4 号で定められている事項が公表されていることが必要です。

2. EU から日本への輸入について

(1) 対象範囲

EU の有機制度に基づき、最終的に EU 加盟国内で生産・加工され、認証された有機農産物及び有機農産物加工食品

(2) 条件

- ・EU 加盟国の政府機関又は EU 加盟国内に所在する準政府機関（※1）が発行した証明書又はその写し（※2）が添付されていること。

※1 https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/youuki-189.pdf
で確認できます。

※2 JAS 法施行規則第 35 条の必要事項が記載されている必要があります。

以上